

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和元年11月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900146号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900057号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年7月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成28年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年6月1日から同年7月1日まで

私は、平成28年5月9日にA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が同年7月1日となっている。平成28年6月分給料明細書より厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、同年6月1日に当該被保険者資格を取得したものとして訂正し、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料明細書及び源泉徴収票、事業主及び同僚の陳述並びに雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額は、上記の給料明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格を平成28年7月1日付けで取得する届出を日本年金機構に行ったとし、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。